

ICTプラスサービス利用規約

第1条（利用規約の適用）

伊賀上野ケーブルテレビ株式会社（以下、「当社」という。）は、当社の定めるICTプラス利用規約（以下、「本規約」という。）により、ICTプラスサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

2. 加入者は本サービスの利用に先立ち本規約に規定する各条項の内容およびアプリ利用規約を承諾した上で本サービスの提供を受けるものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更することができるものとします。

2. 変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ICTプラスサービス (以下、「本サービス」という。)	本規約に基づき提供される当社サービスの総称で、「スティック動画サービス」および「ロコテレ動画サービス」で構成します。
ICTプラス専用スティック型端末 (以下、「スティック端末」という。)	当社が貸与する本サービスの利用に必要な専用機器であり、加入者が所有のテレビ機器類のHDMI端子等に接続して使用する機器（リモコン等その他付属品を含みます）。
スティック動画サービス	加入者が利用するインターネット接続環境(Wi-Fi)およびスティック端末を使用して、当社が提供する映像その他のコンテンツを視聴できる動画配信サービス。
ロコテレ動画サービス	株式会社ニューメディアが提供する動画アプリ「ロコテレ」（以下、「本アプリ」という。）上で、当社から発行するID（以下、「ケーブルID」という。）での認証により、当社が配信する映像その他のコンテンツを視聴するサービス。
アプリ利用規約	本アプリの利用規約。 https://www.locotele.site/terms-of-service
申込者	本サービスの加入申し込みをする個人または法人。
加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人。
利用者	本サービスを利用する者。
利用料金	別に定める「ICTプラスサービス料金表」に記載する本サービスの月額利用料金。
コンテンツ	本サービスを通じて提供される映像・音声・文字・画像・プログラムその他一切の情報。
ケーブルID	ロコテレ動画サービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード。
OTTサービス	本サービスとは別に、インターネット回線を通じて映像・音声・情報等のコンテンツを配信するサービス（Netflix・YouTube、Prime Video等）。
コンテンツ配信事業者	本サービスにおいて、コンテンツをインターネット回線経由で配信する事業者。
サービスの提供対象地域	当社の有料テレビ・インターネット等のサービス提供可能エリア。

第4条（インターネット接続環境）

本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境（Wi-Fi）は、別途、加入者自身が、通信回線事業者等と契約し用意するものとします。

2. 加入者は、前項に定めるインターネット接続環境を通じて、コンテンツ配信事業者が提供するコンテンツをスティック端末で視聴することができます。

3. 加入者は、ロコテレ動画サービス利用のため、スマートフォン等ならびにインターネット接続環境を用意するものとします。なお、サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は利用者が負担するものとします。

4. 加入者は、インターネット接続環境によっては、本サービスを利用できない場合があることを当社に対し予め了承するものとします。

第5条（契約の単位）

本サービスは、スティック端末1台につき1の契約を締結するものとします。

2. 加入者は、スティック端末を申込時に登録した設置住所にて利用するものとし、変更先が同一建物内および同一敷地内の場合に限り、本サービスの設置場所を変更できるものとします。

3. 契約期間満了の30日前までに当社、加入者いずれからも、何等の意思表示も無い場合は、契約期間を1ヶ月延長するものとし、以後これに準ずるものとします。

第6条（契約の成立）

本契約は申込者が、予め本規約に同意し当社所定の加入契約申込書または専用の申込WEBフォームに必要事項を記入の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入契約申込書等の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が著しく困難である場合。

(2) 本サービスの提供対象区域外からの申込みである場合。

(3) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合。

(4) 申込者が本規約上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。

(5) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合。

(6) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合。

(7) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合。

(8) 設備の設置、保守またはサービスの提供が技術上著しく困難である場合。

(9) 申込者が、本規約に違反するおそれがあると認められる場合。

(10) 申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合。

(11) 申込者が、第26条の事由に該当する場合。

(12) 前条において、申込者の本人確認および利用者の特定ができない場合。

(13) 申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。

(14) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合。

第7条（加入者が行う初期契約解除）

申込者は、本サービスの利用開始日から起算して8日を経過するまでの間、書面により当該加入契約の解除（以下、「初期契約解除」という。）を行うことができます。

2. 申込者は、当社より初期契約解除に係る不実告知によって、前項の期間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、当社より改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付された不実告知後契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の契約の解除を行うことができます。

3. 第1項及び第2項の規定による契約の解除は、同項の文書を発行したときに効力を生じます。

4. 第1項及び第2項の規定に基づき初期契約解除を行った場合、当社は加入者に対して違約金その他金銭等は請求いたしません。ただし、契約の解除までの期間において既に着工または完了済みのステック端末取付作業については、キャンペーン等特別割引適用前の別途定める「ICTプラスサービス料金表」（以下、「料金表」という。）に定める作業費を請求できるものとします。

5. 初期契約解除以外の加入者が行う契約の解除においては、第20条（加入者が行う本サービスの解約）の規定に基づき取り扱うものとします。

第8条（サービスの利用開始日）

本サービスの利用開始日は、次のいずれか早い日とします。

- ①スティック端末が受け渡しされた日
- ②当社にて加入者宅へスティック端末を設置または郵送等で発送をした日
- ③当社が加入者にケーブルIDを通知した日

第9条（サービスの最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用料金の課金開始日より3カ月間とするものとします。また、当社の指定する他サービスとのセット割引適用時の最低利用期間は、利用料金の課金開始日より6カ月間とします。

第10条（利用料金等）

加入者は、本サービスの利用料金および初期費用等を料金表により支払うものとします。

2. 本サービスの利用料金は、サービス利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
3. スティック端末の故障等で本サービスの利用が出来ない場合も、利用料金は発生するものとします。
4. OTTサービスおよび一部有料コンテンツの利用にあたっては、各コンテンツ配信事業者との契約が別途必要となる場合があります。その場合の料金および利用条件は各コンテンツ配信事業者の定めに従い、加入者の責任により契約するものとします。
5. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第11条（料金の支払方法）

加入者が当社に支払う申込事務手数料、利用料金、作業費の支払方法は、当社が指定する金融機関での口座振替もしくはクレジットカードによる支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 加入者は、申込事務手数料、利用料金、作業費の支払いは、当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 加入者は、第2項の申込事務手数料、利用料金、作業費について当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第12条（スティック端末の貸与・返還）

当社は、加入者にスティック端末を貸与し、その料金は基本利用料金に含むものとします。

2. 加入者および利用者は、スティック端末を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。

3. 加入者は、スティック端末に故障が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社は加入者および利用者の故意や過失による故障、破損を除き、無償にてその修理、交換、訪問サポートその他必要な措置を講ずるものとし、なお、訪問サポートは当社のサービスの提供対象地域に限るものとし、

4. 加入者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、当社が指定した期日までにスティック端末を返却するものとし、尚、当該期日までにスティック端末が返却されない場合、スティック端末を紛失したものとみなし、加入者は料金表のスティック端末弁済金を当社に支払うものとし、

5. 加入者は、加入者および利用者の故意や過失による機器の故障、破損、紛失、盗難等の場合は、料金表のスティック端末弁済金を当社に支払うものとし、

6. 加入者は、スティック端末の性能、機能が不完全である、または通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へスティック端末の交換を請求できないものとし、

第13条 (スティック端末の更新・メンテナンス)

当社は、機能改善・セキュリティ強化等を目的としたスティック端末のソフトウェアやファームウェアのバージョンアップ作業を実施することがあり、加入者および利用者は当該作業の実施に同意するものとし、

第14条 (ケーブル ID およびパスワードの管理)

当社は、加入者に対しロコテレ動画サービスを利用する際に必要となるケーブル ID および当該ケーブル ID に係るパスワードを付与します。

2. 加入者は、ケーブル ID およびパスワードを、第三者に開示、貸与若しくは共有せず、又は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、厳重に管理するものとし、

3. 付与されたケーブル ID は、加入者および加入者と同居又は生計を同一にする家族が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとし、

4. 加入者は、ケーブル ID およびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該ケーブル ID による本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により当該加入者および利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとし、

5. ケーブル ID によるロコテレ動画サービスの利用その他の行為は、全て加入者による利用とみなすものとし、第三者が当該ケーブル ID 等を用いて本サービスを利用した場合、加入者は、当該利用について一切の責任を負い、当該行為により当社又は他の契約者その他の第三者が被った損害を全て賠償するものとし、但し、当該第三者によるケーブル ID 等の利用について、当社の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではありません。

6. 加入者が第20条（加入者が行う本サービスの解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第21条（当社が行う本サービスの解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はケーブル ID およびパスワードを利用する権利を失います。

第15条 (サービスの提供中止)

当社は、本サービスにおける設備上または保守上やむを得ない場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

第16条 (サービスの提供の停止)

当社は、加入者または第11条3項の第三者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない時を含みます）。
 - (2) 契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のサービスに係る料金その他の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
2. 当社は前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日をその加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 前項において提供停止された本サービスを再開するには、5営業日ほどお時間を要する場合があります。

第17条（禁止事項）

加入者および利用者は、次の各号の行為はできません。万一、違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。

- (1) スティック端末を転貸、譲渡、質入等すること。
- (2) スティック端末を申込時に登録した設置住所以外へ移動すること。
- (3) スティック端末を分解、変更を加えること。
- (4) 本サービスで視聴できるコンテンツのダウンロード、コピー、無断転載、再配布すること。
- (5) 本サービスおよび本アプリの利用に関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) 本サービスおよび本アプリに関するリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為。
- (7) 本サービスおよび本アプリを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること。
- (8) 当社から発行するケーブル ID およびパスワードを不正に使用しまたは使用させること。
- (9) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為。
- (10) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為。
- (11) 本サービスおよび本アプリを商業目的で使用する行為。
- (12) 本サービスおよび本アプリの運営・提供もしくは他の加入者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為。
- (13) 法令または公序良俗に違反する行為。
- (14) その他、当社が不相当と判断した内容または行為。

第18条（免責）

当社は、加入者および利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。

2. スティック端末にて使用される Android TV OS や OTT サービスのアップデート（アプリ含む）については、当社サービスの範囲外となり、何ら責任を負わないものとします。

3. コンテンツ配信事業者が提供する OTT サービスやアプリは、加入者および利用者の責任の範囲で利用するものとし、当社のサポートは受けられないものとします。

第 19 条 (名義変更)

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 個人加入者が死亡し、当該加入者の相続人の名義に変更する場合。
- (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合。
- (3) 2 親等以内の家族の名義に変更する場合。
- (4) 当社が特に認めた場合。

2. 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を記入し、これを証明する書類を添えて、名義変更希望日の 14 日前までに当社に提出します。

3. 個人加入者が改姓・改名した場合においても前項の書類の提出を必要とします。

4. 第 1 項の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。

第 20 条 (加入者が行う本サービスの解約)

加入者は、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の方法により、解約希望日の 14 日前までに当社に申告するものとします。

2. 前項に規定する解約請求の受付は、当該加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては当社が当該請求を受理した日の属する月の末日を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。

3. 前項において加入者の通信環境、回線状況、機器故障その他の事由により請求が遅延した場合であっても、当社はその責任を負いません。ただし、当社のシステム障害等、当社に起因する理由により請求が困難であった場合は、加入者との協議により別途対応するものとします。

4. 加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はしないものとします。

5. 本契約が解除となった場合、スティック端末で利用できるすべての OTT サービスおよびコンテンツ配信事業者が提供する各種サービス、ロコテレ動画サービスがご利用できなくなります。この場合に掛かる手続きや費用等は加入者の責任の範囲になります。

6. 加入者は、解約にあたりスティック端末を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。

第 21 条 (当社が行う本サービスの解除)

当社は、加入者または第 11 条 3 項の第三者が次のいずれかに該当する場合、催告の上、電磁的記録の削除あるいは本契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用料金の支払い遅延があったとき。
- (2) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
- (4) 本規約に違反する行為があったとき。
- (5) 本サービスの継続ができないとき。

(6)前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 前項の場合、加入者は当社が本契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下、「未納料金」という。）を支払うものとします。

3. 当社は、第16条の規定により加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。

4. 加入者は、本契約が解除となった場合、直ちに本規約による全ての権利を失うものとします。

5. 当社は、電磁的記録の削除あるいは契約を解除しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知するものとします。

6. 加入者は、本条第1項による解除の場合、スティック端末で利用できるすべてのOTTサービスおよびコンテンツ配信事業者が提供する各種サービス、ロコテレ動画サービスがご利用できなくなります。この場合に掛かる手続きや費用等は加入者の責任の範囲になります。

7. 加入者は、本条第1項による解除の場合、スティック端末を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。

第22条（延滞処理）

当社は、加入者または第11条3項の第三者が、利用料金等の支払いを遅延した場合、当社が指定した支払期日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として請求することができるものとします。

第23条（知的財産権）

ロコテレ動画サービスおよび本アプリを構成するコンテンツ、または、ロコテレ動画サービスおよび本アプリを経由してアクセス可能なコンテンツに関する著作権等を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社または当社に対して使用許諾を行っている第三者およびコンテンツ提供者に帰属します。

第24条（個人情報保護）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当社が定める個人情報の保護に関する基本方針および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインに基づくほか、当社が前記ガイドライン第15条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下、「宣言」という。）および本約款の規定に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 個人情報とは、加入者個人を識別できるもので、氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号・電子メールアドレス・口座番号および名義・クレジットカード情報・工事に必要な住宅の図面・お客様に提供するサービス内容・視聴履歴等をいいます。

3. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（<https://www.ict.jp>）において公表するものとします。

4. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとします。

(1)本サービス契約の締結

(2)本サービス料金の請求

(3)本サービスの向上を目的とした加入者調査

- (4) 本サービス（番組情報等のレコメンドやターゲティング広告の配信を含む）・キャンペーン・イベントまたは業務提携先や第三者提供先等の商品やサービス等に関する情報の提供
- (5) スティック端末の提供およびアフターサービス
- (6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
- (7) 本サービスおよび当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
- (8) 業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合
- (9) 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合には、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。

5. 当社は、加入者との加入契約が解除等された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあるものとします。

第25条（ご家族への対応）

当社は、加入者以外からの契約情報および個人情報の問い合わせについて、以下の方針で対応をいたします

- (1) 家族から当社に問い合わせがあった場合、次の基準および範囲にて対応するものとします。

① 家族の範囲

「家族」とは、加入者の親族をいうものとし同居の友人等は含みません。

② 家族（加入者の親族）であることの確認方法

家族（加入者の親族）か否かは、原則として申告の内容により判断いたします。必要に応じて、加入者の氏名、生年月日、登録住所、加入者との関係等を確認させていただく場合があります。

④ 回答の範囲

加入者のプライバシーに係る情報および通信の秘密に係る事項以外の情報であって、かつ社会通念上、伝えても差し支えない情報については当社の判断により家族へ直接回答いたします。

- (2) 登録電話番号へ架電し、加入者以外の人物が対応された場合、加入者の家族であることを確認の上、加入者の個人情報を次の範囲で開示いたします。

① 加入者の氏名、登録住所（在宅の確認、呼び出しの依頼等）

② 加入者が不在の場合、必要に応じて次の内容を申しそえる場合があります。

- (a) 当社サービス等の申込み・問い合わせがあった旨
- (b) 当社と加入者との間にサービスに関する契約関係がある旨
- (c) 加入者宅への訪問予定日、工事予定日
- (d) その他要件の骨子

- (3) 加入者本人のパスワード、口座およびクレジットカード情報等の支払いに関する情報、通信の秘密に関する事項は開示しないものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

加入者および利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者および加入者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は申込者および加入者に対し必要に応じて資料の提出を求められるものとし、申込者および加入者は、これに応じるものとします。

4. 当社は、申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じないもしくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することができるものとします。

5. 申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第26条（管轄裁判所）

当社は、本契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第27条（協議等）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

附則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 本規約は2026年2月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入契約料、各種作業費、初期費用、手続きに関する費用、利用料金等を、当社が指定するクレジットカードで支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

【ICTプラスサービス料金表】

※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。

1. ICTプラスサービス 初期費用

種 別	金 額	備 考
申込事務手数料	3,300円	スティック端末1台につき

2. ICTプラスサービス 月額利用料金

種 別	月額利用料金	備 考
ICTプラスサービス 【スティック端末1台】	1,980円	<p>次の適用条件の全てを満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合にセット割引を適用する。</p> <p>◆適用条件</p> <p>(1) 当社テレビサービス契約者（デラックス・スタンダード・ミニコースのいずれか）または当社インターネット接続サービス契約者（ICT光10G・1G・100Mプラン、ICT光マンションプラン、その他当社が認めたプランのいずれか）であること。</p> <p>(2) 本サービスの利用料金と前述サービス利用料金を合算してお支払いいただけること（合算とは、料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の払込書にて、合算して同時に支払うことをいいます。）</p> <p>◆セット割引額</p> <p>月額利用料金から1,100円を割引する。</p>

3. ICTプラスサービス その他費用

項 目	金 額	備 考
スティック端末取付作業費 ※希望する場合のみ	8,800円	スティック端末1台につき 当社テレビサービス工事またはインターネット接続サービス工事と同時作業の場合は無料
解 約 費	無 料	スティック端末の返却要 本規約第12条参照
スティック端末撤去費	5,500円	当社への直接持ち込みによる端末返却および当社の指定する宅配サービスによる端末返却の場合は無料
スティック端末弁済金 (不課税)	5,000円	スティック端末1台につき 本規約第12条参照

以上